

様式第3号（第8条関係）

不利益処分一覧表（行政手続法適用処分）

| 整理番号 | 根拠法令 | 根拠条項 | 処分の概要 | 処理機関 (所管課) | 長寿福祉課 |
|------|-------------------|-------------|------------------------------------|---------------|-------|
| | | | | 処分基準 | 備考 |
| 1 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第22条第1項 | 被保険者に対する不正利得の徴収 | △ | |
| 2 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第22条第2項 | 虚偽診断書による不正利得の徴収命令 | △ | |
| 3 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第22条第3項 | 指定居宅サービス事業者等の不正利得の徴収等 | △ | |
| 4 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第30条第1項 | 職権による要介護状態区分の変更の認定 | △ | |
| 5 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第31条第1項 | 要介護認定の取消し | △ | |
| 6 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第33条の3第1項 | 職権による要支援状態区分の変更の認定 | △ | |
| 7 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第34条第1項 | 要支援認定の取消し | △ | |
| 8 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第63条 | 刑事施設等に拘禁された場合の給付制限 | △ | |
| 9 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第64条 | 故意の犯罪行為等の場合の給付制限 | △ | |
| 10 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第65条 | 市町村が行う調査に応じなかった場合の給付制限 | △ | |
| 11 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第66条第1項・第2項 | 保険料滞納の場合の支払方の変更 | △ | |
| 12 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第67条第1項・第2項 | 保険料滞納の場合の保険給付の支払いの一時差止め | △ | |
| 13 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第67条第3項 | 保険給付一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険料額の控除 | △ | |
| 14 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第68条第1項・第4項 | 保険料滞納の場合の第二号被保険者に対する保険給付の支払いの一時差止め | △ | |

| | | | | | |
|----|---------------------|---------------|--|---|----|
| 15 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第69条第1項 | 保険料滞納の場合の保険給付の額の減額等 | △ | |
| 16 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第78条の9第3項 | 指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令 | △ | |
| 17 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第78条の10 | 指定地域密着型サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止 | △ | |
| 18 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第83条の2第3項 | 指定居宅介護支援事業者に対する措置 | △ | |
| 19 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第84条第1項 | 指定居宅介護支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止 | △ | |
| 20 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第115条の18第3項 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令 | △ | |
| 21 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第115条の19 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消し、指定の効力停止 | △ | |
| 22 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第115条の28第3項 | 指定介護予防支援事業者に対する措置命令 | △ | |
| 23 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第115条の29 | 指定介護予防支援事業者の指定の取消し、指定の効力停止 | △ | |
| 24 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第115条の34第3項 | 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る措置命令 | △ | |
| 25 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第115条の45の8第3項 | 第一号事業を行う指定事業者に対する措置命令 | △ | 包括 |
| 26 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第115条の45の9 | 第一号事業を行う指定事業者の指定の取消し、指定の効力停止 | △ | 包括 |
| 27 | 介護保険法（平成9年律第123号） | 第129条第2項 | 第一号被保険者に係る保険料の賦課 | ○ | |
| 28 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） | 第21条の5の9第1項 | 障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し | ○ | |
| 29 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） | 第21条の5の13第2項 | 放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し（第21条の5の9第1項準用） | △ | |
| 30 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） | 第21条の6 | 障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置 | △ | |
| 31 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） | 第24条の35第3項 | 指定障害児相談支援事業者に対する措置命令 | △ | |
| 32 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） | 第24条の36 | 指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等 | △ | |

| | | | | | |
|----|--|------------|-----------------------------------|---|--|
| 33 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） | 第24条の40第3項 | 指定障害児相談支援事業者の業務管理体制に対する措置命令 | △ | |
| 34 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） | 第18条の3 | 指導の措置の解除 | △ | |
| 35 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） | 第18条の3 | 障害福祉サービスの提供に係る措置解除 | △ | |
| 36 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） | 第18条の3 | 障害者支援施設等への入所措置の解除 | △ | |
| 37 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） | 第38条第1項 | 障害福祉サービスの提供等又は障害者支援施設等への入所等の費用の徴収 | ○ | |
| 38 | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） | 第15条の4 | 障害福祉サービスの提供に係る措置の解除 | △ | |
| 39 | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） | 第16条第1項第1号 | 知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除 | △ | |
| 40 | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） | 第16条第1項第2号 | 障害者支援施設等への入所措置の解除 | △ | |
| 41 | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） | 第16条第1項第3号 | 職親委託措置の解除 | △ | |
| 42 | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） | 第27条 | 障害福祉サービスの提供等又は障害者支援施設等への入所等の費用の徴収 | ○ | |
| 43 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号） | 第10条の4第1項 | 老人居宅生活支援事業等に係る措置の解除 | ○ | |
| 44 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号） | 第10条の4第2項 | 日常生活用具の給付等の措置の解除 | × | |
| 45 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号） | 第11条第1項 | 養護老人ホーム等への入所措置等の解除 | ○ | |
| 46 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号） | 第28条第1項 | 入所措置費用の徴収 | ○ | |
| 47 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号） | 第8条第1項 | 自立支援給付の不正利得に対する徴収 | × | |
| 48 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号） | 第8条第2項 | 介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令 | × | |
| 49 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号） | 第24条第2項 | 職権による支給決定の変更 | ○ | |
| 50 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年号外法律第123号） | 第25条第1項 | 支給決定の取消し | △ | |

